



吉田裕幸 議員

いっぱん

問 下水道接続は法で明記 町長の考えは

答 法的手段は使わず 粘り強く要請する 町長



下水道事業の安定運営に向け、接続率の向上は不可欠です

質 問 昨年の9月定例会で、平成24年度水道事業会計が約2,300万円という収支不足が報告されました。大きな要因としては、新幹線工事の終了に伴う人口減や町民の自然減という説明でした。財政難の中では、下水道汚水管渠新設工事が計画以上に進まず、接続率の当初計画は本町地区は70%でしたが、現在は60%にも満たない状況だと認識しています。

町長は、執行方針の中で、「下水道接続率の向上に引き続き努力する。」と明言していますが、今後の下水道の事業に向けてはさらに一歩踏み込んで強化すべきだと思っています。下水道法では、「処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有するものは、規定により公示された下水の処理を開始すべき日から3年以内に、水洗便所に改造しなければなりません。」

と改造の義務化がされています。

また、「公共下水道管理者は、規定に違反している者に対し相当の期間を定めて、くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができ。」と法律で定めています。

町民にとっては大変厳しい内容ですが、円滑かつ公平な下水道事業を進めることを法律で明記していますが、町長の所見を尋ねます。**大森町長** 公共下水道事業は、平成17年度に一部供用開始してから9年が経過し、今年度末の接続状況は、供用開始戸数856戸のうち、接続戸数が521戸で接続率は61.1%となる見通しです。

下水道法では改造命令ができ、罰則も設けていますが、水洗化をしていない方々の多くの理由は、家屋所有者が高齢なことや資金調

達が困難だということです。

これまででは改造命令を行うことなく、相談業務を含め水洗化に向けた個々への対応に努めてきており、今後も法的手段は行わず個々の条件が整うまで粘り強くお願いしていきたいと考えています。

3月には、新年度に供用開始となる区域や工事予定区域の皆様を対象に、水洗化を含めた事業全般にわたる説明会を開催しており、引き続き3年以内の設置に対する補助金の支給や融資斡旋の利子補給、計画確認・検査手数料の免除など、メリットについての理解に努め、接続率70%を目指していきます。

町の条例内容が実態にそぐわない場合は、変更について検討していきたいと考えています。